

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊捜一第310号

平成29年7月26日

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の運用開始について（通達）

【概要】

本通達は、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）を受け、性犯罪被害者支援の充実に関し、従前より性犯罪相談電話「レディース110番」を設置して相談に応じているところ、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行されたことに伴い、今後一層、相談窓口の認知度を向上させ、相談者の利便性を向上させるため、これまで本件で設置していた性犯罪被害相談電話番号に、各都道府県警の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号

＃8103（運用開始日時：平成29年8月3日午前10時）
を加えて運用するものである。